

山口県教育委員会では、「学校・家庭・地域で育てる はつらつ山口っ子」をテレビ放送だけでなく、学校や公民館等で開催される、地域ぐるみで子どもを育む仕組みづくりや支援活動に関する学習や啓発の機会等に、より多くの方々に視聴していただくために、番組DVDの貸出しを別紙要領により実施します。

つきましては、貸出しを希望される場合は、DVD貸出申込書に必要事項をご記入の上、お申し込みください。

なお、DVDは、著作権等の関係で、下記の条件に当てはまる場合のみ貸出しができますので、御了承ください。

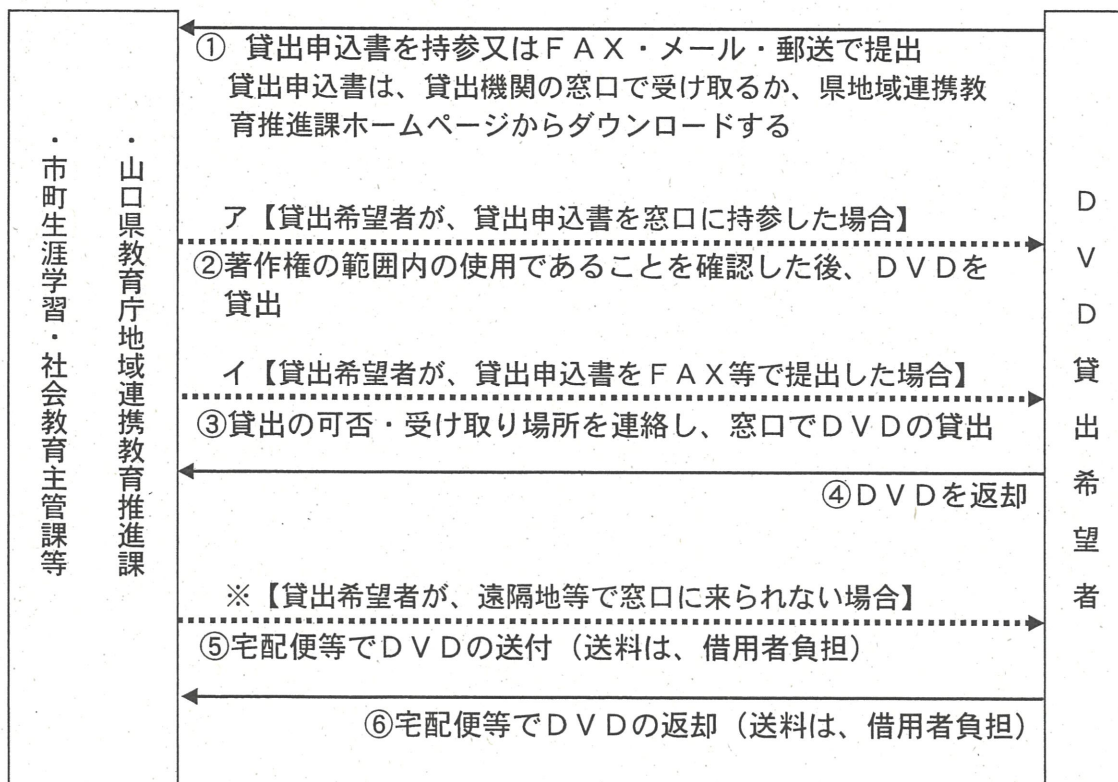
## 記

### 1 貸出先

地域ぐるみで子どもを育む仕組みづくりや支援活動に関する学習や啓発を行う県内の官公庁、教育機関、公民館、団体・グループ等

### 2 貸出手続き

- ・山口県教育庁地域連携教育推進課又は市町生涯学習・社会教育主管課等（以下、「貸出機関」という。）へ、別紙申込書により申し込む。
- ・DVDの受け取り及び返却は、原則として貸出機関の窓口で行う。遠隔地等の場合は、貸出機関から直接宅配便等で送付する（経費は借用者負担）。



### 3 貸出の対象となる番組DVD

貸出可能な番組DVDは、放送から2年後の年度末までのものとする。

### 4 問い合わせ先

山口県教育庁地域連携教育推進課

TEL： 083-933-4661 FAX： 083-933-4669

E-mail: a50400@pref.yamaguchi.lg.jp

# 「学校・家庭・地域で育てる はつらつ山口っ子」DVD貸出要領

## 1 目的

この要領は、「学校・家庭・地域で育てる はつらつ山口っ子」を教材として活用し、学校や公民館等で開催される、地域ぐるみで子どもを育む仕組みづくりや支援活動に関する学習や啓発の機会等の充実を促進するため、山口県教育委員会が保有する「学校・家庭・地域で育てる はつらつ山口っ子」DVD（以下「DVD」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 貸出対象

地域ぐるみで子どもを育む仕組みづくりや支援活動に関する学習や啓発を行う県内の官公庁、教育機関、公民館、団体・グループ等

## 3 貸出し

- (1) 貸出しを希望する者（以下「借用者」という。）は、別紙「DVD貸出申込書」に必要事項を記入し、山口県教育委員会又は市町生涯学習・社会教育主管課等（以下、「貸出機関」という。）に提出する。
- (2) 貸出機関は、記載内容に誤りがないこと及び利用目的を確認し、DVDを貸し出すものとする。
- (3) 前項の貸出しは、借用者が遠隔地等の場合は、貸出機関が宅配便等により送付することができるものとし、当該送付に要する経費は借用者の負担とする。
- (4) 貸出しを受けることのできる期間は、借用者が借り受けた日から起算して14日以内とする。ただし、宅配便等により送付する場合は、貸出機関が発送した日から起算するものとする。
- (5) 借用期間中の損傷・紛失については、借用者が弁償する。

## 4 貸出料金

無料とする。

## 5 利用目的の制限

借用者は、貸出しを受けたDVDを無断で複製、放送、営利的上映、販売及び転貸をしてはならない。

## 6 貸出の対象となる番組のDVD

番組放映後、2年後の年度末までのものとする。

## 7 施行期日

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

（平成25年6月1日 一部改正）

（平成26年4月1日 一部改正）

（平成30年4月1日 一部改正）

（令和 4年4月1日 一部改正）

## DVD貸出申込書

|                |                         |
|----------------|-------------------------|
| 1 団体名          |                         |
| 2 申込者役職・氏名     |                         |
| 3 住所           | 〒                       |
| 4 電話番号         |                         |
| 5 貸出希望番組名      | 学校・家庭・地域で育てる はつらつ山口っ子   |
| 6 放送日・番組サブタイトル | 令和 年 月 日放送<br>サブタイトル「 」 |
| 7 使用目的         |                         |
| 8 受取方法         | 手渡し 配達（配送料借用者負担）        |